

様式第6号(第17条)

会 議 録

会議の名称		2021年第11回春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和3年11月25日(木)		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前11時10分
開催場所		春日部市役所2階全員協議会室			
議長氏名		会長 齋藤 千松			
出席者	農業委員	(出席人数：13人)			
		1	鈴木 宏	16	高橋 公彦
		2	小川 利雄	17	伊藤 弘子
		3	市川 大倫		
		5	萩原 勝		
		7	川鍋 浩之		
		9	横井 貞夫		
		11	上原 美子		
		13	山崎 勇喜		
		14	大塚 房男		
		15	飯島 優子		
	事務局	(出席人数：6人)			
農業委員会事務局長 齋藤 綱紀		農業委員会事務局次長 金子 昌行			
農地振興担当主幹 三浦 邦明		農地振興担当主査 前島 清史			
農地振興担当主査 中澤 ますみ		農地振興担当主事 加藤 祐一			
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1 農地法第3条(委員会)：公開			
		日程2 農地法第5条(知事)：公開			
		日程3 春日部市農用地利用集積計画の決定について(回答) ：公開			
		日程4 農用地利用配分計画に関する意見について(回答)：公開			
		日程5 生産緑地の取得斡旋について(回答)：公開			

	<p>日程 6 農地法第 3 条の 3 (相続等による権利移動) : 公開</p> <p>日程 7 農地法第 4 条 (届出) : 公開</p> <p>日程 8 農地法第 5 条 (届出) : 公開</p> <p>日程 9 農地法第 5 条買受適格者証明 (届出) : 公開</p> <p>日程 10 農地法第 18 条 (通知) : 公開</p> <p>日程 11 農地法第 3 条買受適格者証明 : 公開</p> <p>日程 12 春日部市農地利用最適化推進委員の推薦の求め及び募集の方法等に関する要綱の制定について : 公開</p> <p>日程 13 違反転用事案報告 : 公開</p>								
一部公開・非公開の場合はその理由	<p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 1 号該当 :</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 2 号該当 :</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 3 号該当 :</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 4 号該当 :</p>								
配 布 資 料	次第、総会資料								
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録								
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録								
	<input type="checkbox"/> 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>議席番号</th> <th>委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 3</td> <td>山崎 勇喜</td> </tr> <tr> <td>1 4</td> <td>大塚 房男</td> </tr> <tr> <td>1 5</td> <td>飯島 優子</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	1 3	山崎 勇喜	1 4	大塚 房男	1 5	飯島 優子
	議席番号	委員氏名							
	1 3	山崎 勇喜							
	1 4	大塚 房男							
1 5	飯島 優子								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2021年第11回総会を開会いたします。</p> <p>緊急事態宣言が解除され、状況が少しずつ好転している中ではございますが、今回も、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一般社団法人全国農業会議所からの通知に従い、委員を指名召集し、規模を縮小して開催いたします。在任委員13名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員につきましては現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから、総会への参加は不要としております。</p> <p>次に、運営委員会について小川委員長より報告がございます。</p>
運営委員長	<p>本日、総会前に運営委員会を開催し、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 春日部市農用地利用集積計画の決定について (回答) (2) 農用地利用配分計画に関する意見について (回答) (3) 生産緑地の取得斡旋について (回答) (4) 春日部市農地利用最適化推進委員の推薦の求め及び募集の方法等に関する要綱の制定について (報告) (5) 春日部市農業振興審議会委員の推薦について (依頼) (6) 春日部市農用地利用集積計画の決定について (依頼) (中間管理権) (7) 農用地利用配分計画に関する意見について (依頼) (中間管理事業) (8) 春日部市農用地利用集積計画の決定について (依頼) (更新分・新規分) (9) 2月総会の開催日時及び場所について (報告) (10) 非農地判定に関する手続きについて (協議) <p>以上、10項目について協議したことを報告いたします。</p>
議長	<p>本日の議題は</p> <p>日程1 議案第1号 農地法第3条(委員会)、1議案1件</p> <p>日程2 議案第2号 農地法第5条(知事)、1議案12件</p> <p>日程3 議案第3号 春日部市農用地利用集積計画の決定について(回答)、1議案1件</p> <p>日程4 議案第4号 農用地利用配分計画に関する意見について(回答) 1議案1件</p> <p>日程5 議案第5号 生産緑地の取得斡旋について(回答)、1議案1件となります。</p>
議長	<p>次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたし</p>

ます。それでは議席番号 13 番山崎勇喜委員、14 番大塚房男委員、15 番飯島優子委員を指名いたします。

議事に入る前に申し上げます。発言の際は挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。

次に、事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。

議長

それでは、議事にはいります。

日程 1、議案第 1 号 農地法第 3 条（委員会）を議題といたします。申請番号 39 番について事務局より説明を求めます。

事務局

議案第 1 号 農地法第 3 条（委員会）について、許可申請が 1 件あったので審議を求めます。議案書 1 頁をご覧ください。

申請番号 39 番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は 1 頁、詳細図は 2 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第 3 条調査書 1 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思いますが、本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。よって、推進委員に代わり担当農業委員及び事務局より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

議長

異議なしと認め、申請番号 39 番について、事務局より推進委員に代わり報告を求めます。

事務局

担当推進委員に代わりまして報告いたします。申請番号 39 番について、石井推進委員より、水口農業委員、栗原農業委員の 3 名で、令和 3 年 11 月 10 日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、保有農地の一部に砂利が混じっているなど、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていないことが確認できました。その後事務局より指導を行い、その部分については是正されたことを確認した、と報告がありました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告いたします。

議長	<p>次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号3番市川大倫委員より申請番号39番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号39番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請農地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、事前審査の現地調査においても、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから申請番号39番については、事前審査委員5人の合議により許可相当であると決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号39番を原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第1号 農地法第3条(委員会)について申請番号39番を許可と決しました。</p> <p>この際、暫時休憩いたします。</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に日程2、議案第2号 農地法第5条(知事)を議題といたします。申請番号60番から71番について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第5条(知事)について、許可申請が12件あったので、審議を求めます。議案書2頁をご覧ください。</p> <p>申請番号60番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は、農地改良工事で、田んぼを畑にして、育苗ハウス及び野菜の作付けを行うため、この度の申請に至ったものです。工事内容は、現在の表土を耕作土として使用するため、申請者が経営している法人の倉庫を建設の際に発生した農地残土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Cの方法で行うとのことです。改良後は、育苗ハウスの他、ウリ、キュウリ、トマト、カボチャ、スイカなどを作付けする計画です。案内図は3頁、詳細図は4頁から5頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から2か月です。農用地からの一時転用については、適合証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されてい</p>

ます。資金計画については、自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整っており、農地区分は農振農用地です。

次に、申請番号61番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は、農家分家住宅です。案内図7頁、詳細図8頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、令和3年4月27日農家分家住宅で公告済の証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併浄化槽で処理後、排水管より水路に放流する計画で、地区長の水路排水放流の同意書が添付されていますが、新設排水管の一部が隣地の農地を経由するため、その部分については、別に一時転用の申請が必要となります。資金計画については、金融機関の融資証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の集团的農地の区域内にある第1種農地と考えます。

次に、申請番号62番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は、近隣で行う倉庫新築工事のための仮設事務所及び駐車場を設置するための一時転用で、転用期間は許可日から令和4年8月31日までです。案内図は9頁、詳細図は10頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置として敷地内を鉄板敷として土砂の滅失を防ぐとともに、雨水は敷地内浸透処理とし、農業用排水施設には流さないとのことです。資金計画については、自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号63番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は携帯電話基地局建設のための工事用車両置き場及び資材置場を設置するため、この度の申請に至ったものです。案内図は11頁、詳細図は12頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から4か月です。農用地からの一時転用については、適合証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の地区除外についての受理証明書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置として敷地内を鉄板敷とし、不陸調整用土留を設置して土砂の滅失を防ぐとのことです。資金計画については、自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整っており、農地区分は農振農用地です。

次に、議案書3頁、申請番号64番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。

転用計画は住宅敷地の拡張です。案内図は13頁、詳細図は14頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は南側の道路に接続しています。隣接する農地はありません。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は浄化槽で処理後、下水管に放流する計画で、当該地区の下水道利用組合の排水放流承諾書が添付されています。資金計画については親族からの融資で、金融機関の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号65番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。案内図は15頁、詳細図16頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。隣接する農地はありません。雨水は、敷地内で集水後、水路に放流する計画です。生活排水は浄化槽で処理後、水路に放流する計画です。資金計画については、申請者の預金通帳の写しが添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号66番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。案内図は17頁、詳細図18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、浸透柵で集水後、水路に放流する計画です。生活排水は、合併浄化槽で処理後、水路に放流する計画で、共に地区長の同意書が添付されています。資金計画については、金融機関の仮審査終了のご案内が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号67番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。案内図は19頁、詳細図20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の

意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併浄化槽で処理後、水路に放流する計画です。資金計画については、金融機関の融資可能のお知らせが添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書4頁、申請番号68番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は資材置場の新設です。申請法人は建設業を営んでおり、今まで賃借していた、さいたま市の資材置場の返却を求められたことから、新たに設置する申請であり、事務局から賃借契約及びその内容を示す資料を求めたところ、提出がありません。案内図は21頁、詳細図22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透後、水路に放流する計画で、該当する土地改良区発行の同意書が添付されています。資金計画については、金融機関の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号69番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は、資材置場の新設です。申請法人は建設業を営んでおり、永沼に自社所有地及び借地を資材置場として使用していましたが、業績が好調のことから工事発生土等の置場、保有する10台以上の重機類の置場が不足していることから、新たに資材置場を設置する申請です。既存施設はそのまま資材置場として活用するとのことですが、事務局から業績好調を示す資料、及び現在の賃借契約及びその内容を示す資料を求めましたが、提出がありません。案内図は23頁、詳細図24頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置として安全鋼板を設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。資金計画については、金融機関の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書5頁、申請番号70番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は資材置場の新設です。申請法人は建設業を営んでおり、申請番号

69番の法人の土地を借りて資材置場として活用していましたが、手狭なこと、申請番号69番の法人も資材置場に不足していることから、自社の資材置場を新設する申請です。既存使用施設については、本申請が許可となったら返還する予定とのことですが、事務局から現在の賃借契約及びその内容、また申請面積が現在の使用施設の約4倍となる根拠を示す資料を求めましたが、提出がありません。案内図は25頁、詳細図26頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。資金計画については、金融機関の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号71番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は、内牧地区公民館の駐車場の新設です。旧駐車場は地権者から返還を求められたため、平成30年3月末に地権者に返還しており、その後は近隣小学校の敷地の一部等を借用していますが、公民館として永続的に使用できる駐車場の確保が必要なため、今回の申請に至ったものです。案内図は27頁、詳細図28頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、令和2年8月5日、公益上必要な施設で公告済の証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置としてブロックを設置します。雨水は、集水桝にて集水後、側溝に放流します。資金計画については、令和3年12月議会に提出予定の補正予算書の写しが添付されており、12月議会で議決されれば、その証明書を申請に添付して県に提出する予定です。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長

次に、申請番号60番について、事務局より推進委員に代わり報告を求めます。

事務局

担当推進委員に代わりまして報告いたします。申請番号60番について、新井推進委員より、田口推進委員、古谷推進委員、岡本農業委員、福山農業委員の4名で、令和3年11月11日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できた、との報告がありました。以上のことから問題なしと意見を述べ報告といたします。

議長 次に、申請番号61番及び63番について、議席番号9番横井貞夫委員より推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、申請番号61番及び63番について、報告いたします。新井推進委員、伊藤農業委員、私の3名で、令和3年11月11日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ報告いたします。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号3番市川大倫委員より申請番号60番から62番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号60番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地及び申請人に関し、担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。周辺農地に及ぶ影響はないことから、事前審査委員5人で合議により許可相当と決しました。

次に、申請番号61番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地及び申請人に関し、担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、事前審査の現地調査においても、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。しかし事務局からの説明にもあったとおり、新設排水管の一部が隣接する農地を経由することから、その部分については別に一時転用の申請が必要になりますが、代理人に確認したところ、来月、その部分の一時転用の申請をする、とのことでした。

以上のことから、埼玉県の審査においては、来月申請される予定の新設排水管の一部が経由する農地に対する一時転用申請と合わせて審査することを条件とし、申請番号61番については、事前審査委員5人の合議により、この条件を付して許可相当とすることと決しました。

次に申請番号62番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。周辺農地に及ぶ影響はないことから、事前審査委員5人で合議により許可相当と決しました。

議長 次に、議席番号15番飯島優子委員より申請番号63番から66番の事前

審査の報告を求めます。

委員

申請番号63番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地及び申請人に関し、担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、現地調査においても農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。周辺農地に及ぶ影響はないことから、事前審査委員5人で合議により許可相当と決しました。また同日、申請番号64番から66番についても、申請地の現地調査を実施しましたが、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。申請についても問題ないので、申請番号64番から66番についても事前審査委員5人で合議により許可相当と決しました。

議長

次に、議席番号16番高橋公彦委員より申請番号67番から71番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号67番及び71番について、先に事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。申請においても問題はなく、また周辺農地に及ぶ影響はないものと考えます。以上のことから、当該申請については事前審査委員5人で合議により許可相当と決しました。

次に、申請番号68番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、申請地においては農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。しかし、先程の事務局の説明にもありましたとおり、返却する資材置場の賃借契約、及びその内容を示す書類の提出が無い場合、資材置場の新設の必要性が明らかにならないことから、当該申請については事前審査委員5人で合議により不許可相当とすることと決しました。

次に、申請番号69番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、申請地においては農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。しかし、この案件についても、先程の事務局の説明にもありましたとおり、賃借契約及びその内容を示す書類、及び業績好調を示す書類の提出が無い場合、資材置場の新設と面積拡大の必要性が明らかにならないことから、当該申請については事前審査委員5人で合議により不許可相当とすることと決しました。

次に、申請番号70番について、事前審査の報告をします。日時、事前審

査委員等はお示しのとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、申請地においては農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。しかし、この案件についても、先程の事務局の説明にもありましたとおり、賃借契約及びその内容を示す書類、及び申請面積が現在の使用面積の約4倍となる根拠を示す書類の提出が無い場合、資材置場の新設と面積拡大の必要性が明らかにならないことから、当該申請については事前審査委員5人で合議により不許可相当とすることと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号68番、69番、70番について事前審査委員より不許可相当と報告がありました。また申請番号61番について、事前審査委員より許可相当とし、条件を付する必要があると報告がありました。よって、申請番号68番、69番、70番、次に申請番号61番、その次に申請番号60番、62番から67番及び71番を別々に審議することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号68番を不許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第2号 農地法第5条(知事)申請番号68番を事前審査の報告のとおり、不許可相当として県知事に送付いたします。

次に、申請番号69番を不許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第2号 農地法第5条(知事)申請番号69番を事前審査の報告のとおり、不許可相当として県知事に送付いたします。

次に、申請番号70番を不許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。

	(全員起立)
議長	<p>起立全員です。よって、議案第2号 農地法第5条(知事)申請番号70番を事前審査の報告のとおり、不許可相当として県知事に送付いたします。</p> <p>次に申請番号61番を許可相当とし、ただし、事前審査の報告のとおり、意見書に条件を付することに賛成の委員の起立を求めます。</p>
	(全員起立)
議長	<p>起立全員です。よって、議案第2号 農地法第5条(知事)申請番号61番を事前審査の報告のとおり、許可相当とし、ただし意見書に条件を付して県知事に送付いたします。</p> <p>次に、申請番号60番、62番から67番及び71番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。</p>
	(全員起立)
議長	<p>起立全員です。よって、議案第2号 農地法第5条(知事)申請番号60番、62番から67番及び71番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。</p> <p>この際、暫時休憩いたします。</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に、日程3、議案第3号 春日部市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。このことについて事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号 春日部市農用地利用集積計画の決定について、議案書6頁をご覧ください。これは、農地中間管理権の設定に伴う春日部市農用地利用集積計画の決定です。春日部市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求められたので、審議を求めるものです。10月25日に農業委員に説明し、11月9日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書7頁のとおり決定してよいか、ご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第3号 春</p>

日部農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第3号 春日部農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定しました。

議長 次に、日程4、議案第4号 農用地利用配分計画に関する意見についてを議題といたします。このことについて事務局より説明を求めます。

事務局 議案第4号 農用地利用配分計画に関する意見について、議案書10頁をご覧ください。これは、議案第3号で決定した農地中間管理権を有する農地を転借するための農用地利用配分計画です。春日部市長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、意見を求められたので、審議を求めるものです。10月25日に農業委員に説明し、11月9日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書11頁のとおり回答してよいか、ご審議お願いいたします。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第4号 農用地利用配分計画に関する意見について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第4号 農用地利用配分計画に関する意見について、原案のとおり決定しました。

議長 次に、日程5、議案第5号 生産緑地の取得斡旋について、を議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。

事務局 議案第5号 生産緑地の取得斡旋について、斡旋依頼が1件あったので、審議を求める。議案書の14頁をご覧ください。生産緑地法第13条の規定に基づき、春日部市が買い取らないことが決定した生産緑地については、農業者への斡旋を行っています。この斡旋により、生産緑地を取得するために

は、農地法第3条許可の手続きが必要です。また取得後は農地として管理することが義務付けられています。申請番号3番、詳細は議案書のとおり。議案書16頁をご覧ください。春日部市長より令和3年9月30日付けにて当該生産緑地の取得斡旋の依頼があったので、11月24日まで農業委員に斡旋のお願い、及び市ホームページにも公開しましたが、共に申出はありませんでした。よって、議案書15頁のとおり、買取希望の申出者はありませんでした、と回答してよいか、ご審議をお願いいたします。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第5号 生産緑地の取得斡旋について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第5号 生産緑地の取得斡旋について、原案のとおり決定しました。

議長 次に、

日程6 報告第1号 農地法第3条の3 (相続等による権利移動)

日程7 報告第2号 農地法第4条 (届出)

日程8 報告第3号 農地法第5条 (届出)

日程9 報告第4号 農地法第5条買受適格者証明 (届出)

日程10 報告第5号 農地法第18条 (通知)

日程11 報告第6号 農地法第3条買受適格者証明書 (取下願)

日程12 報告第7号 春日部市農地利用最適化推進委員の推薦の求め及び募集の方法等に関する要綱の制定について

日程13 報告第8号 違反転用事案報告

につきましては、議案書の17頁から54頁にお示しのとおりですが、日程12 報告第7号については、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第7号 春日部市農地利用最適化推進委員の推薦の求め及び募集の方法等に関する要綱の制定についてご報告いたします。議案書28ページを開きください。制定理由及び変更内容については議案書のとおりです。

議長 以上で議案は終了しました。

議長

次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。

議長

次に、その他でございますが、何かありますか。

議長

次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2021年第11回総会を閉会いたします。

閉会（午前11時10分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和3年 月 日

署名者の職・氏名

議長 会長 _____

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番